



# 島根県報

令和4年12月13日（火）  
 第 371 号  
 （毎週火・金曜日発行）  
<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

## 目 次

### 【告 示】

児童福祉法の規定による指定障害児通所支援事業者の廃止の届出	(障がい福祉課)	2
身体障害者福祉法の規定による医師の指定	( 〃 )	2
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による指定 障害福祉サービス事業者の指定	( 〃 )	2
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による指定 障害福祉サービス事業の廃止の届出	( 〃 )	2
保安林の指定（2件）	(森林整備課)	3
知事管理漁獲可能量の変更	(水産課)	4
漁業災害補償法に規定する加入区の設定の一部改正	(沿岸漁業振興課)	5
大規模小売店舗立地法の規定による大規模小売店舗廃止の届出	(中小企業課)	5

### 【訓 令】

島根県職務育成品種規程の一部改正	(産地支援課)	6
------------------	---------	---

### 【公 告】

都道府県知事保存本人確認情報の利用及び提供の状況に関する公表	(市町村課)	6
公共測量の実施	(技術管理課)	8
都市計画変更の図書の縦覧	(都市計画課)	8
島根県立中央病院清掃等環境衛生業務委託に係る提案競技の実施	(病院局)	8

### 【特定調達公告】

島根県企業局施設で使用する電力の調達に係る一般競争入札の実施	(企業局総務課)	13
--------------------------------	----------	----

### 【選管告示】

地方自治法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づく選挙権を有する者の総数の50分の1及び3分の1の数		16
---	--	----

## 告 示

### 島根県告示第770号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の20第4項の規定により、次のとおり指定障害児通所支援事業の廃止の届出があったので、同法第21条の5の25第2号の規定により告示する。

令和4年12月13日

島根県知事 丸 山 達 也

#### 放課後等デイサービス

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
株式会社雲南TRC	さくらおろち牧場そらうま	雲南市木次町北原933-2	令和4年8月31日
株式会社サンフラワーズ	ジュニアクラブ彩心	浜田市相生町4222番地3	令和4年10月31日

### 島根県告示第771号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の医師を次のとおり指定したので、身体障害者福祉法施行細則（昭和34年島根県規則第17号）第2条の規定により告示する。

令和4年12月13日

島根県知事 丸 山 達 也

医師の氏名	診療科目	従事する医療機関		指定年月日
		名 称	所 在 地	
板倉 文子	小児科	出雲市民リハビリテーション病院	出雲市知井宮町238	令和4年11月30日
一瀬 邦弘	リウマチ科、内科	島根大学医学部附属病院	出雲市塩冶町89-1	令和4年11月30日

### 島根県告示第772号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第51条第1号の規定により告示する。

令和4年12月13日

島根県知事 丸 山 達 也

事業者の名称	サービスの種類	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
日星調剤株式会社	就労継続支援B型	グリーンファーム出雲	出雲市塩冶善行町14-1	令和4年9月1日
株式会社ビジュアルビジョン	居宅介護	けあビジョンホーム出雲訪問介護	出雲市斐川町莊原2320番1	令和4年10月1日
社会福祉法人西中国キリスト教社会事業団	生活介護	益田市共生デイサービスセンター湖水園	益田市高津町六丁目18-25	令和4年12月1日

### 島根県告示第773号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定により、

次のとおり指定障害福祉サービスの事業の廃止の届出があったので、同法第51条第2号の規定により告示する。

令和4年12月13日

島根県知事 丸 山 達 也

事業者の名称	サービスの種類	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
株式会社爽やかケア山陰	居宅介護	株式会社爽やかケア山陰	江津市江津町890番地2	令和4年9月30日
邑智郡公立病院組合公立 邑智病院	短期入所	公立邑智病院重症心身障 害児者指定短期入所サー ビス事業所	邑智郡邑南町中野3848- 2	令和4年10月31日
特定非営利活動法人ワー カーズコープ	就労移行支援	就労支援事業所あんびす	浜田市田町1692番地	令和4年11月30日

### 島根県告示第774号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により保安林の指定をするので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

令和4年12月13日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 保安林の所在場所  
雲南市掛合町波多2229-25
- 2 指定の目的  
水源の涵養かん
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。  
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び雲南市役所に備え置いて縦覧に供する。）

### 島根県告示第775号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により保安林の指定をするので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

令和4年12月13日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 保安林の所在場所  
雲南市掛合町波多593
- 2 指定の目的  
水源の涵養かん

## 3 指定施業要件

## (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

## (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び雲南市役所に備え置いて縦覧に供する。)

## 島根県告示第776号

まあじ及びまいわし対馬暖流系群に関する令和4管理年度における知事管理漁獲可能性を次のように変更したので、漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第5項において準用する同条第4項の規定により公表する。

令和4年12月13日

島根県知事 丸 山 達 也

まあじ及びまいわし対馬暖流系群に関する令和4管理年度における知事管理漁獲可能性

令和3年12月28日 公表

令和4年4月12日 変更

令和4年8月22日 変更

令和4年9月20日 変更

令和4年12月1日 変更

令和4年12月5日 変更

まあじ及びまいわし対馬暖流系群に関する令和4管理年度（令和4年1月1日から同年12月31日までの期間をいう。）における知事管理漁獲可能性は、次のとおりとする。

## 第1 まあじ

## 1 島根県に配分された漁獲可能性

24,300トン

## 2 知事管理漁獲可能性

知事管理漁獲可能性は、次の表の左欄に掲げる知事管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

知事管理区分	知事管理漁獲可能性
島根県まあじ中型まき網漁業	22,900トン
島根県まあじその他の漁業	現行水準

## 第2 まいわし対馬暖流系群

## 1 島根県に配分された漁獲可能性

47,350トン

## 2 知事管理漁獲可能性

知事管理漁獲可能性は、次の表の左欄に掲げる知事管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

知事管理区分	知事管理漁獲可能性
島根県まいわし中型まき網漁業	46,800トン
島根県まいわしその他の漁業	現行水準

**島根県告示第777号**

漁業災害補償法に規定する加入区の設定（平成14年島根県告示第1091号）の一部を次のように改正し、令和4年12月13日から施行する。

この告示（漁業災害補償法第104条第2号に掲げる漁業の表1の項漁業の区分の欄の21の改正規定及び同欄の22から24までを削る改正規定を除く。）による改正後の規定は、その共済責任期間の開始日が令和4年12月13日以後の日である共済契約について適用し、その共済責任期間の開始日が令和4年12月12日以前の日である共済契約については、なお従前の例による。

令和4年12月13日

島根県知事 丸山達也

漁業災害補償法第104条第2号に掲げる漁業の表1の項漁業の区分の欄の17中「（通称法田）」を削り、同欄の18を次のように改める。

**18 削除**

漁業災害補償法第104条第2号に掲げる漁業の表1の項漁業の区分の欄の21を次のように改める。

**21 1及び2に掲げる漁業以外の漁業で松江市美保関町片江、菅浦、笠浦、千酌及び北浦の者が営む漁業**

漁業災害補償法第104条第2号に掲げる漁業の表1の項漁業の区分の欄の22から24までを削る。

漁業災害補償法第104条第2号に掲げる漁業の表5の項漁業の区分の欄の9中「釜浦町」の次に「、十六島町、小津町、奥宇賀町、河下町及び猪目町」を加え、同欄の10を削る。

漁業災害補償法第104条第2号に掲げる漁業の表6の項漁業の区分の欄の3中「宇竜」の次に「及び日御碕」を加え、同欄の4を次のように改める。

**4 削除**

漁業災害補償法第104条第2号に掲げる漁業の表13の項漁業の区分の欄の1中「一般まき網漁業」の次に「、大型定置漁業、小型定置漁業及び大型定置漁業と小型定置漁業を併せ営む漁業」を加え、同欄の5を次のように改める。

**5 削除**

漁業災害補償法第104条第2号に掲げる漁業の表13の項漁業の区分の欄の7中「及び井野町」を「、井野町、治和町、津摩町、吉地町、穂出町、西村町、折居町及び東平原町」に改め、同欄の8及び9を削る。

**島根県告示第778号**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第5項の規定による届出があったので、同条第6項の規定により次のとおり告示する。

令和4年12月13日

島根県知事 丸山達也

**1 届出の概要****(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地**

協同組合大田ファミリーデパート 島根県大田市大田町大田イ411番地

**(2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名並びに住所**

大田駅前活性化事業協同組合 代表理事 龍岩 明彦 島根県大田市大田町大田字山崎口1089番地6

**(3) 大規模小売店舗内の廃止前の店舗面積の合計**

4,574平方メートル

**(4) 大規模小売店舗内の廃止後の店舗面積の合計**

0平方メートル

**(5) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計が1,000平方メートル以下となった日**

令和4年10月15日

2 届出年月日

令和4年11月30日

**訓 令****島根県訓令第10号**本 庁  
地方機関

島根県職務育成品種規程（昭和58年島根県訓令第2号）の一部を次のように改正する。

令和4年12月13日

島根県知事 丸 山 達 也

第14条第3項中「農林水産部農畜産課」を「次の各号に掲げる農林作物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める農林水産部の課」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 野菜、果樹及び花き 産地支援課
- (2) 水稻、麦類及び大豆 農畜産課
- (3) きのこと 林業課

**附 則**

この訓令は、令和4年12月13日から施行する。

**公 告**

住民基本台帳法施行条例（平成14年島根県条例第41号）第5条の規定により、令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間における都道府県知事保存本人確認情報の利用及び提供の状況（同期間内に利用及び提供の実績があったものに限る。）について、次のとおり公表する。

令和4年12月13日

島根県知事 丸 山 達 也

## 1 都道府県知事保存本人確認情報の利用

- (1) 住民基本台帳法第30条の15第1項第1号の規定による都道府県知事保存本人確認情報の利用

事務の内容	利用件数
特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）の規定による特定非営利活動法人の設立の認証の申請等に係る事実についての審査等に関する事務	15
恩給法（大正12年法律第48号。他の法律において準用する場合を含む。）の規定による年金の給付を受ける権利を有する者等の生存の事実等の確認に関する事務	122
地方税法（昭和25年法律第226号）その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例の規定による地方税の課税標準の更正又は決定、税額の更正又は決定、納税の告知、督促、滞納処分その他の地方税の賦課徴収に関する事務の対象となる者の生存の事実等の確認に関する事務	6,925
旅券法（昭和26年法律第267号）の規定による一般旅券の発給等の申請に係る事実についての審査等に関する事務	332
難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）の規定による特定医療費の支給認定の申請に係る事実についての審査等に関する事務	1,612

原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）の規定による医療特別手当又は葬祭料の支給の申請に係る事実についての審査等に関する事務	426
原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）による支給の知事実施に関する事務	37
職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）による職業訓練指導員の免許、職業訓練指導員試験の実施又は技能検定試験の実施その他技能検定に関する業務の実施に関する事務	1
児童福祉法（昭和22年法律第164号）の規定による小児慢性特定疾病医療費、障害児入所給付費、高額障害児入所給付費、特定入所障害児食費等給付費又は障害児入所医療費の支給の申請に係る事実についての審査等に関する事務	213
母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）の規定による母子・父子・寡婦福祉資金の貸付けを受けている者の生存の事実等の確認に関する事務	157
身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）の規定による身体障害者手帳の交付等の申請等に係る事実についての審査等に関する事務又は身体障害者手帳の交付を受けた者の生存の事実等の確認に関する事務	1,354
精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）の規定による精神障害者保健福祉手帳の交付の申請に係る事実についての審査等に関する事務又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者の生存の事実等の確認に関する事務	532
知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）による知的障害者の判定に関する事務	8,268
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）の規定による自立支援給付の申請等若しくは地域生活支援事業の実施に係る事実についての審査等に関する事務又は自立支援医療受給者証の交付を受けている者の生存の事実等の確認に関する事務	1,881
戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法（昭和40年法律第100号）の規定による特別弔慰金の支給の請求等に係る事実についての審査等に関する事務	18
家畜商法（昭和24年法律第208号）の規定による家畜商の免許又は登録の申請に係る事実の審査等に関する事務	22
フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成13年法律第64号）の規定による第一種フロン類充填回収業者の登録の申請等に係る事実の審査等に関する事務	3
電気工事士法（昭和35年法律第139号）の規定による電気工事士免状の交付の申請等に係る事実の審査等に関する事務	497
電気工事業の業務の適正化に関する法律（昭和45年法律第96号）の規定による登録電気工事業者の登録の申請等に係る事実の審査等に関する事務	18
不動産の鑑定評価に関する法律（昭和38年法律第152号）の規定による不動産鑑定士又は不動産鑑定業者の登録の申請等に係る事実についての審査等に関する事務	2

## (2) 住民基本台帳法第30条の15第1項第2号の規定による都道府県知事保存本人確認情報の利用

事務の内容	利用件数
島根県吏員恩給条例（昭和23年島根県条例第81号）の規定による恩給の給付を受ける権利を有する者等の生存の事実等の確認に関する事務	16
島根県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例（昭和60年島根県条例第39号）の規定による浄化槽保守点検業者の登録等の申請等に係る事実についての審査等に関する事務	15
介護保険法（平成9年法律第123号）の規定による介護支援専門員資格登録簿における登録事項の変更の届出に係る事実についての審査に関する事務	36
島根県心身障害者扶養共済制度条例（昭和45年島根県条例第16号）の規定による加入の承認の申込	341

み、脱退一時金の支給の請求又は年金受給権者の死亡若しくは現況の届出に係る事実についての審査等に関する事務	
採石法（昭和25年法律第291号）の規定による採石業者の登録の申請等に係る事実の審査等に関する事務	11
砂利採取法（昭和43年法律第74号）の規定による砂利採取業者の登録の申請等に係る事実の審査等に関する事務	3
独立行政法人中小企業基盤整備機構法（平成14年法律第147号）の規定による中小企業高度化資金の貸付申請又は債権管理に関する事務	44

## 2 住民基本台帳法第30条の15第2項第2号の規定による都道府県知事保存本人確認情報の提供

提供先	事務の内容	提供件数
教育委員会	特別支援学校への就学のため必要な経費の算定に必要な資料の受理、その資料に係る事実についての審査又はその資料の提出に対する応答に関する事務	5
公安委員会	道路交通法（昭和35年法律第105号）の規定による放置違反金の納付等を命ぜられた者の生存の事実等の確認に関する事務	37

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量の実施について島根県知事から次のとおり通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和4年12月13日

島根県知事 丸山達也

## 1 作業種類

公共測量（数値地形図データ更新）

## 2 作業期間

令和4年11月10日から令和5年1月31日まで

## 3 作業地域

隠岐の島町、海士町、西ノ島町、知夫村

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定による都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により次のとおり縦覧に供する。

令和4年12月13日

島根県知事 丸山達也

## 1 都市計画の種類

大田都市計画大田市駅前周辺土地区画整理事業

## 2 縦覧場所

島根県土木部都市計画課

島根県立中央病院清掃等環境衛生業務委託の契約予定者を決定するため、次により提案競技を実施する。

令和4年12月13日

島根県病院事業管理者 山口修平

## 1 提案競技に付する事項

## (1) 名称

島根県立中央病院清掃等環境衛生業務委託

## (2) 仕様

「島根県立中央病院清掃等環境衛生業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）による。

## (3) 契約期間

令和5年4月1日から令和8年3月31日まで

## (4) 業務履行場所

島根県出雲市姫原四丁目1番地1 島根県立中央病院

## (5) 提案価格の上限額

653,190,000円（消費税及び地方消費税の額を除く。）

## 2 提案競技参加資格に関する事項

当該提案競技に参加する者は、次に掲げる要件の全てを満たし、島根県病院事業管理者の参加資格の確認を受けた者であること。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させている者でないこと。

(3) 島根県物品調達及び庁舎管理等に係る暴力団排除措置要綱（平成23年島根県告示第454号）に基づき、入札排除措置対象者に指定され、当該状態が継続中の者でないこと。

(4) 島根県において県税の滞納がない者又は納税義務がない者であること。

(5) 消費税及び地方消費税の滞納がない者又は納税義務がない者であること。

(6) 島根県が行う庁舎の清掃及び警備業務等の委託に係る入札について指名停止の措置を受け、提出書類の提出期限日においてその措置の期間が継続中の者でないこと。

(7) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申し立てがなされているものでないこと。

(8) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申し立てがなされているものでないこと。

(9) 提案競技に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。

## ア 資本関係

以下のいずれかに該当する場合。ただし、子会社又は子会社の一方が更正会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。

(7) 親会社と子会社の関係にある場合

(4) 親会社を同じくする子会社の関係にある場合

## イ 人的関係

以下のいずれかに該当する場合。ただし、(7)については、会社の一方が更正会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。

(7) 一方の会社の役員が他方の会社の役員を現に兼ねている場合

(4) 一方の会社の役員が他方の会社の管財人を現に兼ねている場合

## ウ その他適正な入札が阻害されると認められる場合

(10) 公告の日において、庁舎の清掃業務、警備業務等の委託に係る競争入札参加資格審査要綱（昭和62年島根県告示第211号）第5条第1項の規定により、令和4年1月1日から令和6年12月31日における庁舎の清掃業務及び害虫等防除業務の入札参加資格の認定を受け、かつ、同条第2項の規定によりA等級に格付された者であること。

(11) 一般財団法人医療関連サービス振興会の医療関連サービスマーク制度により院内清掃サービスについて認定を得た

者又は医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）第9条の15の基準に適合することを証明できる者であること。

(12) 公告の日において、建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）第12条の2第1項第1号、第2号及び第7号に掲げる事業について島根県知事登録を受けている者又は同条同項第7号及び第8号に掲げる事業について島根県知事登録を受けている者であること。

(13) 平成29年4月1日からこの公告の日までに医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5に規定する病院（400床以上の病床を有するものに限る。）で、手術室及び集中治療室等の清潔区域を含む清掃業務を12月以上継続して誠実に履行した実績を有すること。

### 3 提案競技説明に関する事項

#### (1) 提案競技実施要領等の配付期間及び配付場所

##### ア 配付期間

令和4年12月13日（火）から同月27日（火）まで（土曜、日曜及び祝日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までの間を除く。）

##### イ 配付場所

島根県出雲市姫原四丁目1番地1 島根県立中央病院 3階 島根県立中央病院 事務局経営部施設管理課

##### ウ 配付手続

島根県立中央病院のホームページにおいて掲載する「守秘義務の遵守に関する誓約書」を提出し、配付場所に設置する提案競技説明書受領者受付簿に必要事項を記載した者に無償で1部を配付する。

#### (2) 提案競技説明会

ア 日時 令和4年12月20日（火） 午後1時30分から

イ 場所 島根県立中央病院 3階 会議室1

### 4 提案競技参加資格確認手続

提案競技に参加しようとする者は、次のとおり書類を提出し、2の参加資格を有することの確認を受けなければならない。

#### (1) 提出書類の種類

提案競技に参加しようとする者は、次に掲げる全ての書類を提出すること。ただし、必要がある場合は、補足資料の提出を求められることがある。

ア 提案競技参加資格確認申請書

イ 会社概要書（パンフレット、定款等）

ウ 法人の登記事項証明書

エ 直近の財務諸表（決算報告書）

オ 島根県税の滞納がないこと又は納税義務がないことの証明書

カ 消費税及び地方消費税の滞納がないこと又は納税義務がないことの証明書

キ 役員等名簿

ク 担当者届

ケ 2の(11)及び(12)を確認できる書類（認定書及び登録書等の写し）

コ 2の(13)を確認できる書類（契約書、仕様書、検査済証等の写し）

（※上記ウ、オ、カの提出書類については、申請時前3月以内に発行された原本又は写し）

#### (2) 書類の提出方法、提出期限及び提出先

##### ア 提出方法

郵送又は持参による。

##### イ 提出部数

各1部

## ウ 提出期限

令和4年12月27日（火）午後5時まで（郵送の場合は書留とし、同日午後5時までに必着のこと。）

## エ 提出先

12に同じ

## 5 提案競技に係る質問書について

(1) 質問は、期限までに質疑票により電子メールにて提出すること。

(2) 提出先

12に同じ

(3) 提出期限は、令和5年1月12日（木）午後5時までとする。

(4) 質問に対する回答は、提案競技参加資格確認申請者全員に対し、電子メールにより通知する。

## 6 提案競技参加資格確認審査結果の通知

提案競技参加資格確認申請者に対し、郵送にて通知する。

## 7 提案書及び見積書の提出

提案競技参加資格確認審査において参加資格が認められた者は、以下により提案書及び見積書を提出すること。

(1) 提案書の内容

仕様書を元に別添「島根県立中央病院清掃等環境衛生業務に係る提案書作成要領」に従って記載することとし、新たな業務事項及び将来的な構想がある場合は、その旨がわかるように表示すること。ただし、提案者以外に権利が帰属する著作物・情報等については、提案者において開示の承諾を得たうえで行うこと。

なお、必要がある場合は補足資料の提出を求めることがある。

(2) 要求する仕様

仕様書のとおり

(3) 提案書の形式

形式は任意とする。ただし、用紙サイズは全てA4判とし、ページを付すこと。

(4) 見積書の記載事項

書式に従い記入し、値引き等の記載は行わないこと。

(5) 書類の提出方法、提出期限及び提出先

ア 提出方法

郵送又は持参による。

イ 提出部数

提案書 11部

清掃業務実績一覧 11部

配置予定受託責任者等届 11部

押印した見積書 1部

ウ 提出期限

令和5年1月23日（月）午後5時まで（郵送の場合は書留とし、同日午後5時までに必着のこと。）

エ 提出先

12に同じ

## 8 選定方法

(1) 審査手順

島根県立中央病院清掃等環境衛生業務総合評価委員会（以下「評価委員会」という。）において、厳正な審査を行い、契約予定者を選定する。

ア 審査にあたっては、提出された資料の内容について提案者によるプレゼンテーション等を実施する。ただし、提

案者が多数の場合においては、書面による事前審査を行う場合がある。

イ プレゼンテーション等の日程は令和5年2月3日(金)を予定しているが、実施日時等については該当者にのみ別途通知する。

なお、応募多数の場合における事前審査によりプレゼンテーション等を行わないこととなった者に対しては、その旨の通知を行う。

## (2) 提案者の評価方法

ア 提案価格が上限額の範囲内の提案書について評価を行う。

イ 提案内容が仕様を明らかに満たしていないために、本業務の目的を達しないと判断された場合には失格とし、評価は行わない。

ウ 提案内容については、別途定める「評価基準」に基づき、各評価項目の得点を加算する方法により算出する。

エ 評価視点(評価項目)は次のとおりとする。

なお、提案書の作成にあたっては、別途定める「島根県立中央病院清掃等環境衛生業務に係る提案書作成要領」に従うこと。

(7) 提案者の規模・実績など会社の体制、受注能力

(4) 受託責任者等の技術力、実績及び実施体制

(7) 清掃等環境衛生業務等業務における実施方針

(5) 上記以外の項目における提案の有無

(7) 見積書の評価

## (3) 選定結果の通知

選定結果については、以下のアからエまでに掲げる事項を全提案者に対し郵送にて通知するとともに、ホームページにおいて公表する。

ア 採否の旨

イ 採択した提案書を提出した者の氏名又は名称

ウ 採否の理由

エ 評価委員会委員の構成

(4) 審査経過については、公表しない。また、選定の結果に対しての異議申立ては、受け付けない。

## 9 提案の無効に関する事項

次のいずれかに該当するときは、その者の提案は無効とする。

(1) 参加する資格のない者が提案したとき。

(2) 所定の日時及び場所に書類を提出しないとき。

(3) 事実に反する申請又は提案に関する不正行為があったとき。

(4) 提案者が当該提案競技に対して2以上の提案をしたとき。

(5) 提案者が他人の提案の代理をしたとき。

(6) 「提案価格の上限額」を超える価格の提案をしたとき。

(7) その他あらかじめ指示した事項に違反したとき又は提案者に求められる義務を履行しなかったとき。

## 10 契約

### (1) 契約相手方

契約予定者と地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号の規定に基づき、随意契約を行う。ただし、本手続きは令和5年度当初予算成立を前提とした準備手続きであり、本件予算が成立しなかった場合は、契約を行わない。

### (2) 契約金額

契約予定者から見積書を徴取し、予定価格の範囲内において決定する。

### (3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、島根県病院局財務規程（平成19年島根県病院局管理規程第9号）第117条各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(4) その他の契約条項

契約予定者と協議の上、定める。

11 その他の留意事項

- (1) 提出期限後の問合せ又は書類の追加若しくは修正には応じない。
- (2) 提案競技及び契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (3) 提出書類の著作権は、提案者に帰属する。
- (4) 提出書類は、他の提案者に対して非公開とする。
- (5) 提出書類は、返却しない。
- (6) 提出書類の作成及び提出に要する費用並びにプレゼンテーション等に要する費用は、提案者の負担とする。

12 提案競技に関する問合せ先（書類提出先）

〒693-8555

島根県出雲市姫原四丁目1番地1

島根県立中央病院 事務局経営部施設管理課

電話 0853-30-6416

F A X 0853-21-2975

電子メール tyubyoshisetsu@pref.shimane.lg.jp

13 Summary

- (1) Title of service and quantity to be procured : Consignment of Shimane Prefectural Central Hospital Environmental Sanitation Work (Cleaning etc.) 1 set
- (2) Submission deadline for application of vendor qualifications : 5 : 00 p.m. December 27, 2022
- (3) Submission deadline for written proposal and quote : 5 : 00 p.m. January 23, 2023
- (4) Contact regarding proposal competition : Facility Management Division Management Department Secretariat  
Shimane Prefectural Central Hospital 4-1-1 Himebara, Izumo-shi, Shimane 693-8555 Japan  
TEL : 0853-30-6416

## 特 定 調 達 公 告

次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定により公告する。

令和4年12月13日

島根県知事 丸 山 達 也

1 入札に付する事項

(1) 調達の名称及び数量

島根県企業局施設で使用する電力の調達 一式

予定使用電力量（調達期間総計）29,790,000キロワット時

予定使用電力量は、平成31年4月から令和4年3月までの使用実績を参考に算出したものであり、天候等により変動することがある。

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

## (3) 調達期間

令和5年4月1日から令和8年3月31日までとする。ただし、令和5年度以降において、この公告に示した調達案件に係る予算が減額され、又は成立しなかった場合には、契約の全部又は一部を解除できる。

## (4) 調達施設

- |   |                  |        |
|---|------------------|--------|
| ア | 島根県安来市上坂田町545番地1 | 今津浄水場  |
| イ | 島根県雲南市加茂町三代96番地2 | 三代浄水場  |
| ウ | 島根県江津市松川町上河戸703  | 江津浄水場  |
| エ | 島根県江津市松川町長良158   | 江の川取水場 |

## (5) 入札方法

ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に消費税及び地方消費税に相当する額を加算した額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）を落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から消費税及び地方消費税に相当する額を除いた金額を入札書に記載すること。

イ 落札者の決定は定められた予定価格の範囲内での最低入札価格をもって行い、契約価格は単価とする。

## 2 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者でないこと。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当するため知事が一定の期間を定めて競争入札に参加させないこととした者で当該期間を経過していないもの（その者の代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者を含む。）でないこと。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者（以下「暴力団等」という。）を経営に関与させている者でないこと。
- (4) 令和5年1月16日（入札参加資格確認申請書の提出期限）までに電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条の2の規定に基づき小売電気事業の登録を受けている者であること。
- (5) 令和5年1月16日（入札参加資格確認申請書の提出期限）において、庁舎の電気供給業務の契約に係る競争入札参加資格審査要綱（平成17年島根県告示第208号）第5条の規定により、令和3年から令和5年における庁舎の電気供給業務の入札参加資格の承認を受け、入札参加資格者名簿の営業種別「電気供給業務」に登録され、かつ、入札日においても引き続き当該名簿の当該種別に登録されている者であること。
- (6) 島根県が行う入札について、指名停止の措置を受け、入札日においてその措置の期間が継続中の者でないこと。
- (7) 島根県物品調達及び庁舎管理等に係る暴力団排除措置要綱（平成23年島根県告示第454号）に基づき、入札等排除措置対象者に指定され、当該状態が継続中の者でないこと。
- (8) この入札に関し、指定期日までに別に定める申請書類を提出した者であって、入札参加資格を有すると島根県知事が認めたものであること。
- (9) 二酸化炭素排出原単位、未利用エネルギーの活用、再生可能エネルギーの導入及び省エネルギー・節電に関する情報提供に関し、入札説明書別紙「二酸化炭素排出係数等環境配慮項目基準表」に掲げる条件を満たしている者であること。
- (10) 電気の供給を開始する日から、確実に安定した電気の供給ができる者であること。

## 3 契約条項を示す場所、担当する本庁等の名称及び問合せ先

〒690-8501 島根県松江市殿町8番地 島根県庁南庁舎2階

島根県企業局総務課総務予算グループ

電話 0852-22-5673

メールアドレス soumuka-kanrisya@pref.shimane.lg.jp

## 4 入札手続等

## (1) 入札説明書の交付方法

## ア 交付期間

本公告の日から令和5年1月16日（月）までの間（島根県の休日を定める条例（平成元年島根県条例第9号）第1条第1項に規定する休日（以下「休日」という。）を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

## イ 交付場所

## (7) 3の場所

(4) 島根県ホームページの「入札情報」 [https://www.pref.shimane.lg.jp/bid\\_info/](https://www.pref.shimane.lg.jp/bid_info/)

## (2) 入札説明会

行わない。

## (3) 入札参加資格の確認

この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める方法により入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）を提出し、この入札に参加する資格があることの確認を受けなければならない。

## (4) 申請書の提出期間

本公告の日から令和5年1月16日（月）までの間（休日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）に提出すること。（郵送により提出する場合は、書留郵便とし、提出期間内に必着のこと。）

## (5) 申請書の提出場所

3の場所

## (6) 入札書の提出期限

令和5年2月3日（金）午前10時（郵便による入札にあつては、書留郵便とし、同日午前9時までに3の場所へ到着していること。）

## (7) 入札の日時、場所及び開札

ア 日時 令和5年2月3日（金）午前10時

イ 場所 島根県松江市殿町158番地 島根県民会館 202会議室

ウ 開札 即時開札

## (8) その他

FAX、電子メール、電話等による入札は、認めない。

## 5 その他

## (1) 契約手続に使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

## (2) 入札保証金

島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）第61条第1項の規定により、入札書に記載する金額を契約期間の月数で除し、12を乗じて得た額の100分の5以上を納付すること。ただし、同規則第61条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

## (3) 契約保証金

島根県会計規則第69条第1項の規定により、契約単価（消費税及び地方消費税相当額を含む。）に基づき、契約期間における予定電力等による相当金額を契約期間の月数で除し、12を乗じて得た額の100分の10以上を納付すること。ただし、同規則第69条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

## (4) 入札執行の取りやめ又は延期

不正の入札の行われるおそれがあると認められるとき、又は天災地変その他やむを得ない事由が生じたときは、入札を取りやめ、又は延期することがある。

## (5) 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者が入札をしたときその他島根県会計規則第63条各号のいずれかに該当するときは、当該入札者の入札は無効とする。

## (6) 落札者の決定方法

島根県会計規則第62条の規定により定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

## (7) 契約書作成の要否

要する。

## (8) 再度入札

再度入札は、1回を限度とする。

## (9) その他

詳細は、入札説明書による。

## 6 Summary

(1) Name and quantity of the products to be supplied : Name of Item/Supply : Procurement of Electrical Power for the Shimane Prefecture Bureau of Public Enterprise Water Purification Facility and Water Intake Tower

Supply Period : From April 1st, 2023 to March 31st, 2026

(2) Bidding Participation Requirement and Application Deadline : From December 13th, 2022 (Tuesday) to January 16th, 2023 (Monday) (excluding Saturdays, Sundays, and

Holidays), between 9 a.m. and 5 p.m. (excluding 12 p.m. to 1 p.m.)

(3) Deadline for Submission of Tender and Opening of Bid Date and Time : February 3rd, 2023 10 a.m.

Deadline for bids sent by mail : February 3rd, 2023 9 a.m.

(4) Contact Information and Address : Shimane Prefecture Bureau of Public Enterprise, General Affairs Division, General Budget Group, 8 Tonomachi, Matsue-shi, Shimane-ken, Japan 690-8501

TEL: 0852-22-5673

## 選 挙 管 理 委 員 会 告 示

### 島根県選挙管理委員会告示第48号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項、第75条第1項、第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数又は3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）は次のとおりである。

令和4年12月13日

島根県選挙管理委員会委員長 大野敏之

- |   |         |
|---|---------|
| 1 地方自治法第74条第1項及び第75条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1の数  | 11,089  |
| 2 地方自治法第76条第1項、第81条第1項及び第86条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数） | 159,071 |

- 3 地方自治法第80条第1項の規定による各選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）

松江選挙区	55,255
浜田選挙区	14,475
出雲選挙区	47,179
益田選挙区	12,571
大田選挙区	9,384
安来選挙区	10,424
江津選挙区	6,339
雲南・飯石選挙区	11,644
仁多選挙区	3,411
邑智選挙区	5,004
鹿足選挙区	3,672
隠岐選挙区	5,453

- 4 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第8条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）

159,071